

令和元年度 第1回 茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

日時及び場所	令和元年7月17日（水）茨城労働局 2階会議室 13:30～15:30	
委員（敬称略）	委員長 木島千華夫 弁護士	委員 文堂弘之 大学教授 博士（経営学）
	委員 石川知子 公認会計士・税理士	
審議対象期間	平成31年1月1日～平成31年4月30日の間の契約締結分	
審議対象件数	66件	
審議件数	13件	
委員からの意見・質問に対する回答等	下記のとおり	
「茨城労働局公共調達審査会」審議結果報告		
	意見・質問	回答
	<p>本省から予定価格を決められて地方におろされる案件の場合、茨城労働局公共調達審査会としては、どういう審議をしているのでしょうか。</p> <p>国（本省）の方で予定価格を決めて、業者を選定されているのであれば、国（本省）のほうで契約していただければ一番すっきりだと思います。</p>	<p>審議会では、茨城労働局内で予定価格を決定したのものについては適正性を審査しています。</p> <p>審査会は、予定価格などはもう決められた部分で議論する余地がありませんので、それ以外の部分での事務が適正に行われたかどうかという観点で審議しています。</p> <p>実際の契約を履行する事務を所掌するのは各労働局であり、より現場的なところでやってもらうという意味で各労働局で契約させていると思われませんが、厚生労働省で一括して契約すべきではないかという意見が監視委員会から出たということは本省にフィードバックしていきます。</p>

【審議案件1】（一般競争入札）

No.9 土浦労働総合庁舎施設管理業務委託

意見・質問	回答
<p>予定価格の算定で、3者から参考見積を徴して、平均をとらず最低額を採用した理由は。</p>	<p>厚生労働省の会計指導で、参考見積を用いる場合には平均ではなく最低額を用いるように指導を受けました。</p>
<p>この最低額の見積りをされた業者とそれ以外の2者では特に機械設備に関して乖離がありますが、ノウハウの差がほかの業者と比較して優位な額を設定できるという理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>そういう見方をしています。</p>
<p>他者よりも安価な理由は質の程度の差ではないのですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>今回2者しか参加がなかったですが、県内で参加資格に該当する業者はどれくらいあるのですか。</p>	<p>リスト化していませんが、入札参加資格のある業者は県内で何十も何百もあると思います。仕様書の交付は3者でしたが、電話等で10者に参加を促しました。</p>
<p>10者に声掛けをして、仕様書を希望した業者が3者なのですね。</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>仕様書を希望しなかった7者から、入札に参加しなかった理由を確認していますか。</p>	<p>記録は残していませんが、新規案件で手を出しづらかったのかもしれない。</p>
<p>新規案件のほうが出しにくいものなのですか。</p>	<p>様子見をしたかったというのもあったのかと思われます。</p>
<p>参考見積をとった3者のうち2者しか参加しなかった理由を把握していますか。</p>	<p>参加していただけなかった理由は、記録を残していませんでした。</p>
<p>今後参加業者を増やすことは一番重要なところだと思いますので、参加しない理由はできる限り聞き取って、次へ生かす必要があると思います。</p>	<p>はい、わかりました。</p>

<p>参加者が少なかった理由に、設備を管理するのに資格が必要という話がありました。もう一度説明をお願いします。</p> <p>システム的にメーカーの研修を受けてないと難しいことが参加者の少ない理由だとすれば、研修を受けない限り今後も参加業者が増えてこない可能性が高くなり、競争原理が働かなくなってしまうと思います。参加の少ない理由が何か聴取して、今後につなげてください。</p> <p>この案件は再委託が多いようですが、落札しても再委託をしないと施設の管理ができないような特殊な案件なのですか。</p> <p>そうするとやはり専門業者を入れないと庁舎管理が難しいという問題性を抱えているから、今後の入札においてもそういった点を配慮して応札者を増やす努力をしてください。</p>	<p>中央監視システムの操作については、メーカーの研修を受けないと操作ができないということを労働局の庁舎管理を行っている業者から聞いています。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>再委託申請を審査の上承認するという契約になっています。再委託をしないと契約の履行が難しいようです。</p> <p>エレベーターや自動ドアとかは専門業者に見てもらったほうが良いようです。</p> <p>わかりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件2】（一般競争入札）</p>	
<p>No.11 各労働基準監督署及び各公共職業安定所に係る機械警備契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>予定価格の算定をする際に、既設の業者以外の業者は参考見積を拒否され、既設の業者一者の参考見積で予定価格を算定して、既設業者が応札しています。どうしても最初に機械を設置した業者が優位に立ってしまうように感じますが、競争性や公平性を得られるどのような方法をお考えですか。</p>	<p>今回予定価格には機械警備装置の設置費用と撤去費用も含めて積算しています。それに合わせて仕様書も機械警備装置の設置と撤去も含めて計算するように変更しました。当然、既設の業者は設置費用を0円で札入れをします。なかなか難しい案件だと感じています。</p>
<p>この機械の耐用年数はどのくらいですか。</p>	<p>大体10年から15年のようです。</p>
<p>設置から10年程度は同じ業者が強いですね。</p>	<p>はい。ただ、過去には他の応札者と僅差で既設の</p>

<p>そのケースの時は、どういう環境の違いがあったのですか。</p> <p>機械の取り換えのタイミングで一般競争入札をして、通常は競争性がないため随意契約にするほうが効率的と考えます。</p> <p>私も長期に使用できる機械装置の導入を伴う契約で、一般競争入札にあまりそぐわないタイプの契約と考えます。ぜひ本省と入札の方法の検討を進めていただきたいと思います。</p> <p>最初に機械装置を導入すると次の入札で競争性を生むことが難しいところと思います。また、予定価格は機械装置の撤去費用や設置費用を含んで算定しているため参考見積りよりも高い金額で札を入れて落札する可能性もあり、随契で価格交渉をした方が意味があると思います。本省と入札方法の検討を進めてください。</p>	<p>業者が落札したこともあります。</p> <p>撤去費用と設置費用をサービスで行い、単純に警備料金での勝負でした。</p> <p>10年、20年使用できる機械のため、設置費用等の回収を長期で考え、機器の設置費用等をサービスにしても元が取れると判断したのだと思います。</p> <p>競争性が許さない場合のみ随意契約が可能です。このケースは競争性がないと判断することは難しいと考えており、入札を行わざるを得ないものと考えています。</p> <p>わかりました。</p> <p>検討します。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件3】（一般競争入札） No.17 36 協定未届事業場に対する相談支援事業</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>資料107ページの予定価格積算調書と117ページの配付予算額に差があるのはなぜですか。</p> <p>総合評価の中で技術点の算出、算定基準は。</p>	<p>117ページの配付予定額は本省から茨城局の上限額を示されたものです。セミナーの会場借料や開催回数を各地域の実情に合わせて積算したものが予定価格です。</p> <p>本相談支援事業では事業場に自主点検票を送付し</p>

<p>落札業者は昨年も落札されていますが、昨年の実績や数値は判断の材料にはならないのですか。</p> <p>実施したという実績で加点されて、実施した結果、回収率やセミナーの実績など実効的な部分は技術点等には反映されないのですか。</p> <p>やり方は難しいと思いますが、昨年の効果をみるという視点は、あってもいいと考えます。</p> <p>昨年のアンケートの回収率はどのくらいでしたか。</p> <p>実施したという過去に実績のある業者が優位な加点があり、結果の評価の視点は抜けているという印象を受けましたので、ご検討いただけるといいと思います。</p> <p>この案件は技術点のほうにむしろ配点は大きいということなので、委託事業を経験した業者と新規業者との格差をある程度緩和しなくてはいけないと考えます。その一つの方法として、過去に実績のある業者がその事業を通して得た知識とか経験をなるべく共有したり、その次の業者でも得られるようにしないと明らかな格差がでますので公平さが保てないと思います。事業を通して得た知識とか経験をこれから参入する業者にも伝えそれぞれのやり方を促すような仕組みを考えていただきたいと考えます。</p> <p>36 協定が未届の事業場に 36 協定締結を指導するという趣旨なので特殊性から、技術点が高いと考え</p>	<p>ていますが、その自主点検票の回収率を上げるための工夫がみられるか、自主点検の後に実施するセミナーの出席率を上げるための工夫がみられるか、セミナー講師は実績を有する者であるかといった点を技術点として評価しています。</p> <p>事業実施機関適確性という項目で実績の評価があります。過去 3 年間に類似事業を実施した実績がある場合は加点される形になります。</p> <p>そこまでは加点の対象になっていません。</p> <p>自主点検の回収率は大体 30%くらいです。2,900 事業場が対象で、うち 1,200 事業場くらい回答がありました。</p> <p>はい、検討します。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>はい、わかりました。</p>
---	---

<p>ますが、技術点の配点が高くほかの業者の参入が難しくなってしまうと考えます。ほかの業者が参入できないことによって硬直化する問題があることは本省に伝えてください。</p>	
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件4】（一般競争入札） No.18～20 地域若者サポートステーション事業（茨城地域）（茨城県西地域）（茨城県南地域）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>茨城地域は埼玉県の方が業者が落札していますが、県内の業者は応札業者以外は手を上げなかったのですか。茨城地域は県央地域でしょうか。</p>	<p>地域は、資料の43ページです。対象となっている地域と参加資格が示されています。</p> <p>茨城地域は、県央地域、県北地域、鹿行地域まで含んでいます。</p>
<p>鹿行地域は埼玉県から離れていますが、落札業者は県内に営業所があるのですか。</p>	<p>水戸市にも営業所を構えています。鹿行地域に営業所はありませんが、出張相談を行っています。</p>
<p>落札業者は、こういう相談業務の実績があるのですか。</p>	<p>企業向けのキャリアコンサルティングやセミナーは行った経験があると思います。</p>
<p>138ページの入札状況調書で総合評価が-（バー）になっているものがありますが、その理由は。</p>	<p>入札額が予定価格よりも高い金額になっているためです。</p>
<p>入札結果で総合評価の点数が書いてない理由は。</p>	<p>入札説明書で、落札者は入札価格が予定価格の範囲内である者となっており、落札業者とはなれないため総合評価点を記入していません。</p>
<p>技術点はかなり高いものが、入札価格が予定価格をオーバーしているからそもそも総合評価の点数が出ないというのは技術を評価するという趣旨から外れている気がします。現在の制度上は対象外になることは理解していますが、予定価格を1円でもオーバーしていれば技術点が高くても応札の対象から外れることが総合評価方式を採用している趣旨からよくないと考えますので、取り扱いを本省に相談するとよいと思います。</p>	<p>今後本省と相談をしていきます。</p>

<p>入札者が少ない理由と、ここを修正すれば増えるだろうという見込みはありますか。</p> <p>なぜ筑西地域だけ落札率が高いのですか。</p> <p>応札者が1、2者で競争性が少ないからでしょうか。1者応札を防止する観点から、地方公共団体の推薦を今回は外したといった趣旨もあったと思いますが、それでも増えない理由を今後検討課題にしてください。</p>	<p>各地域とも応札者のほかにも2者ほど仕様書は交付しています。今回参加してくれた4者プラス2者の6者には全地域の仕様書を配付しています。他に実施可能な業者を探して声掛けをして広げていく必要があると思っています。</p> <p>筑西地域は1回目の入札で不落になり、再入札で落札になったためと考えています。</p> <p>はい、わかりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件5】（一般競争入札） No.26 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>声掛けは何者に行っていますか。</p> <p>入札に参加しなかった業者に理由を確認していますか。</p> <p>参加者を増やす一つの方法として、辞退された方の理由を収集していくとよいと思います。</p> <p>予定価格の積算で、130ページと122ページの違いは何ですか。</p> <p>参考資料というのはどのような意味のものですか。</p>	<p>4者に声掛けして、そのうち2者に仕様書を交付していますが、実際入札に参加したのは1者でした。</p> <p>今回はその理由等を事績として残しておりませんので、はっきりとはわかりません。</p> <p>わかりました。</p> <p>130ページは本省から示された参考資料です。本省から示された参考資料では132ページの消費税の計上が10%になっています。しかし、契約の4月1日時点では消費税は8%のため、予定価格は8%で算定しました。</p> <p>委託事業によって地域の実情に合わせてセミナー等の回数を設定するものや、基本的に本省が示す仕様書に沿って実施するものがあります。本件は、基</p>

<p>消費税以外の業務費、人件費、管理費は一切変えてはいけないというような類の参考資料なのですか。</p> <p>地域の実情に合わせて仕様を変更するよう指示がない限りは実績等を踏まえて予定価格を見直すことは難しいということですね。</p> <p>この事業は最終的に精算をするのですか。</p>	<p>本的に本省の仕様に沿って実施する事業で、参考資料はその仕様に沿って本省が作成した予定価格の基礎となる資料です。</p> <p>そのように認識しています。</p> <p>はい。概算契約という形で契約を結んでいますので、事業終了後に精算をして委託費を支払います。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件6】（一般競争入札）（随意契約）</p> <p>No.14～16 各公共職業安定所駐車場誘導業務委託契約（筑西・古河）（土浦・常総）（龍ヶ崎・鹿嶋）</p> <p>No.61～62 各公共職業安定所駐車場誘導業務委託契約（水戸）（日立）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>予定価格の積算に当たっては、人件費の高騰分をどのように加味しましたか。</p> <p>国土交通省の積算資料は何年度のものですか。</p> <p>実績をどういう形でこの資料の単価に反映させたのですか。</p>	<p>人件費は国土交通省が定めている公共工事設計労務単価を基礎に使用し、前年度の入札結果を加味して積算をしています。</p> <p>平成30年3月から適用の最新のものを使用しています。</p> <p>昨年度の入札内訳書には給与、通勤費、厚生費、教育訓練費といった内訳が添付されていますので、それにより警備料金の何%が労務単価相当であるかを算出し、平成30年3月の公共工事設計労務単価を除いて一日あたりの警備料金を算出しました。さらに、警備人日、委託日数を乗じて年間の警備金額を算出しました。</p> <p>公共工事設計労務単価の平成29年3月と平成30年3月を比較しその間の賃金上昇率を求め、昨年度の応札者の警備員給与最低額に労務単価の上昇率を乗じて予定価格に反映しています。</p>

<p>予定価格の積算で考え得る考慮はされたようですが、それでも県北県央は不落随契になったのですか。</p> <p>駐車場整理誘導業務委託は、業者は多いと認識していますが、なぜ応札者が3～4者なのでしょう。知られていないのでしょうか。</p> <p>業者数が減っているわけではないのですか。</p> <p>応札者が増えるように、より声掛けなどこれからも続けてください。</p> <p>人手不足と人件費が平成30年3月以降さらに上昇しているということが今回の結果になっているということですね。応札者が増えるように声掛けは進めてください。</p>	<p>そうです。</p> <p>平成30年度、平成29年度は3者ないし4者で今回と同じくらいです。過去には8者応札という時代もありました。</p> <p>減ってはいないと思います。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>はい、わかりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件7】(随意契約)</p>	
<p>No.48 土浦わかものハローワーク借室賃貸借契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>これからも引き続き値下げ交渉をしてください。</p> <p>土浦わかものハローワークは、土浦総合庁舎に移転する計画はなかったのですか。</p>	<p>はい、引き続き交渉をしていきます。</p> <p>若者の支援、特に非正規雇用者の方を正規雇用に繋げていくというメインの役割があります。利便性を踏まえて駅前、電車で県内各地から来所ができるということを考慮して駅前に設置しています。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	